

京都市告示第253号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
安井緯19号線	東山区清水四丁目185番地の6地先から 同区梅林町563番地地先まで	メートル 34.50	メートル 9.01 ~ 12.30
山科大塚経81号線	山科区大塚野溝町39番地の2地先から 同町23番地の18地先まで	131.20	6.01 ~ 10.20
山科大塚緯60号線	山科区大塚南溝町6番地の51地先から 同町6番地の55地先まで	39.60	6.01 ~ 11.90
山科川田緯37号線	山科区川田菱尾田43番地の4地先から 同町43番地の3地先まで	111.50	6.00 ~ 12.02
山科川田歩1号線	山科区川田菱尾田43番地の4地先内	5.50	2.02
山科北花山経42号線	山科区北花山河原町29番地の6地先から 同町16番地の15地先まで	105.00	6.00 ~ 10.90
川島経213号線	西京区川島玉頭町40番地の6地先から 同町48番地の1地先まで	164.90	4.40 ~ 10.60
御陵経47号線	西京区御陵峰ヶ堂町二丁目1番地の227地先から 同町12番地の12地先まで	715.60	6.00 ~ 13.70

御陵経48号線	西京区御陵峰ケ堂町三丁目39番地の1地先から 同町41番地の15地先まで	29.90	6.01 ~ 12.07
御陵緯97号線	西京区御陵峰ケ堂町二丁目1番地の328地先から 同区御陵峰ケ堂町三丁目45番地の2地先まで	100.20	6.00 ~ 12.00
御陵緯98号線	西京区御陵峰ケ堂町三丁目41番地の22地先から 同町44番地の2地先まで	112.40	6.00 ~ 12.90
御陵自歩50号線	西京区御陵峰ケ堂町三丁目200番地の1地先から 同町43番地の5地先まで	34.60	4.02 ~ 8.00

(建設局土木管理部道路明示課)